

全国「認知症サポーター100万人キャラバン」キャンペーン!
認知症サポーター養成講座
 明日のわたしのためだから…認知症サポーターになってください

認知症は、誰もがかかるかもしれない「病気」です。病気のことをよく理解して、認知症になっても安心して暮らせるまちをみんなで作っていくため、皆さんのご参加をお待ちしています。

約90分の研修を受けていただきますと、サポーターの意思を示す目印となる「オレンジリング」をお渡します。

…認知症サポーターとは…

特別なことをやる人ではありません。認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る支援者として、自分のできる範囲で活動していただきます。

- 日時:1月31日(土)10時~11時30分
- 会場:大仙市立大曲中央公民館
- 対象:大仙市・仙北市・美郷町の方ならどなたでも(先着200名)
- 申込締切:1月16日(金)
- 申込:次のいずれかにTEL又はFAXで、名前・住所・電話番号をお知らせください。
 大仙市地域包括支援センター東部
 TEL0187(56)7125 FAX0187(56)4457
 大曲仙北グループホーム連絡会事務局
 TEL0187(84)3581 FAX0187(84)3582

【認知症相談コーナー(無料)】:認知症介護専門職の相談コーナーを設けます。聞きたいことや心配事のある方は、お気軽にご相談ください。

常設人権相談所
 (人権擁護委員が常駐する時間)

秋田地方法務局人権擁護課
 月~金(祝・休日を除く)、9時~16時
人権・いじめホットライン
 TEL018(862)6533
子どもの人権110番
 TEL0120(007)110
女性の人権ホットライン
 TEL0570(070)810

秋田地方法務局大曲支局
 火曜日(祝・休日を除く)、9時~16時
 TEL0187(63)2100

秋田地方法務局人権擁護課では、毎週火・木曜日、10:00~14:30まで、子どもの人権専門委員が常駐しています。



農業用軽油の免税証交付申請受付について

農業用機械に軽油を使用する場合、免税証と引換えに軽油を引取ることにより1リットル当たり32円10銭の軽油引取税が免税となります。

免税証の交付には申請が必要です。次の日程で申請を受け付けますので、希望する方は必要書類を持参し各会場で申請手続きをしてください。

- 申請受付日程:1月27日(火) 13:00~15:30 田沢湖総合開発センター 大集会室
- 1月28日(水) 10:00~15:00 西木総合開発センター2階 集会室
- 1月30日(金) 10:00~15:00 角館交流センター 多目的ホール

■準備するもの(個人申請の場合):

| | 初めて申請する方 | 使用者証の有効期限が平成21年中の方 | 使用者証の有効期限が平成22年中の方 |
|----------------------|----------|--------------------|--------------------|
| 免税軽油使用者証 | | ○ | ○ |
| 印鑑 | ○ | ○ | ○ |
| 耕作証明書(農業委員会発行) | ○ | ○ | ○ |
| 平成20年中に購入した免税軽油の納品書 | | ○ | ○ |
| 平成20年中の免税軽油の引取に係る報告書 | | ○ | ○ |
| 秋田県証紙(400円) | ○ | ○ | |
| 農業用機械の購入証明書 | ○ | (○)* | (○)* |

*機械に変更、追加がある場合

なお、共同申請の場合は、申請者全員の印鑑と耕作証明書が必要です。

- その他:①上記の会場で申請できなかった方は、県税部の窓口で2月16日以降に申請くださるようお願いいたします。
 ②JA秋田おばこ各営農指導センターにも申請用紙を備え付けておりますのでご利用ください。
 ③角館地区及び田沢湖地区については、市農業委員会が各会場にて耕作証明書を発行いたします。
- 問合せ:秋田県仙北地域振興局 県税部 課税課 TEL0187(63)5222